

## 北海道釧路東高等学校 「Instagram」 利用手順

### 1 利用するサービス

Instagram

### 2 利用する所属名

北海道釧路東高等学校

### 3 利用目的（業務内容）

教育実践に関する情報発信等を行う。

### 4 利用できる情報資産の範囲（投稿内容）

#### (1) 学校運営方針、学校生活等に関する情報

ただし、不当に民間の競争を阻害するなど、学校が発信する情報として不適切と認められるものを除く。

#### (2) その他北海道釧路東高等学校長が適当と認めた情報

※情報発信は、ICT教育推進局ICT教育推進課（以下「ICT課」という。）が定める「道立学校ソーシャルメディア利用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に十分留意して行うものとする。

### 5 利用期間

令和8年4月1日～

### 6 利用責任者（利用アカウントの責任者）

※利用責任者は教育情報セキュリティ管理者（学校長）とし、ソーシャルメディアサービスなどアカウントを作成する場合は「利用アカウントの責任者」も兼ねるものとする。

北海道釧路東高等学校長

### 7 利用担当者

※利用担当者はサービス機能の設定に関する定期的な内容確認を行うものとする。

教諭 和田 悦子（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

教諭 森田 茉李映（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

### 8 投稿手続き及びそのチェック体制、利用アカウントの管理方法

#### (1) 投稿者は、次に掲げる事項を確認した上で投稿しなければならない。

① 事前に北海道釧路東高等学校長の承認を得た上で、職場のパソコンからログインし投稿内容を複数の職員等で確認後、投稿すること。

② 掲載する画像は、記事に関連するものとし、事前に権利関係を確認の上掲載すること。

③ 記事内にホームページアドレスのリンク先を設定する場合は、次の条件を満たすこと。

ア 投稿内容に関係するものであること。

イ リンク先の内容が公序良俗に反しないものであること。

ウ リンクの相手方に事前に了解を得ているものであること。

#### (2) 利用アカウント（特にパスワード）の管理方法は、北海道立学校等情報セキュリティ対策基準第41条に基づき行うものとする。

### 9 外部対応について

#### (1) 北海道釧路東高等学校は、「Instagram」の運用に関する考え方を明示するため、「Instagram」上に運用ポリシーを掲示する。

- (2) 投稿した記事に対するコメントが寄せられた場合は、必要に応じて返信するが、全てのコメントに返信は行わない。  
なお、コメントに返信する場合は、事前に北海道釧路東高等学校長の承認を得るものとする。
- (3) 記事に対する誹謗中傷等が寄せられ、又はネット上などで発見した場合は、北海道釧路東高等学校は、その対応にあたりるとともに、個人的な誹謗中傷又は公序良俗に反する投稿については、削除などの必要な措置を講ずるものとする。
- (4) その他「Instagram」の運用を通じてトラブルが発生した場合は、ガイドラインの「5 トラブルが発生した場合の対応例」に基づき、誤解を招くことのないよう、冷静かつ適時に対応するものとする。